

3 消費税率引上げによる家計部門への影響

消費税率引上げは、持続可能な社会保障制度の確立や、社会保障給付の充実とともに、財政健全化に資するものである。同時に、幅広い家計に負担されることから、家計の支出行動に影響を与える。本項では、個人消費と住宅投資を対象に、消費税率引上げの影響を整理する。

●消費税率引上げとデフレマインドが残る中での名目賃金の伸び悩みが消費を下押し

前回の消費税率引上げ時の1997年度（以下本節において「前回」という。）と異なり、2014年度（以下本節において「今回」という。）の実質GDP成長率は前年比0.9%減とマイナスとなった。その要因としては、前述のとおり、消費税率引上げ後の個人消費の回復力等に弱さがみられたことが挙げられる。消費税率引上げに際して、政府は、駆け込み需要と反動減を平準化させるための施策や、低所得者等を対象とした給付金の支給等を含む「経済政策パッケージ」（2013年10月1日閣議決定）を決定した¹⁰。さらには、経済界、労働界、政府において、「経済の好循環実現に向けた政労使会議（以下「政労使会議」という。）」を開催し、2013年12月に共通認識を取りまとめた¹¹。こうした中で、2014年の春闘では、定期昇給を含む賃金引上げ率（日本労働組合総連合会最終回答集計調査）は2.07%（賃金改善分は0.38%）となり、15年ぶりとなる伸び率となった。

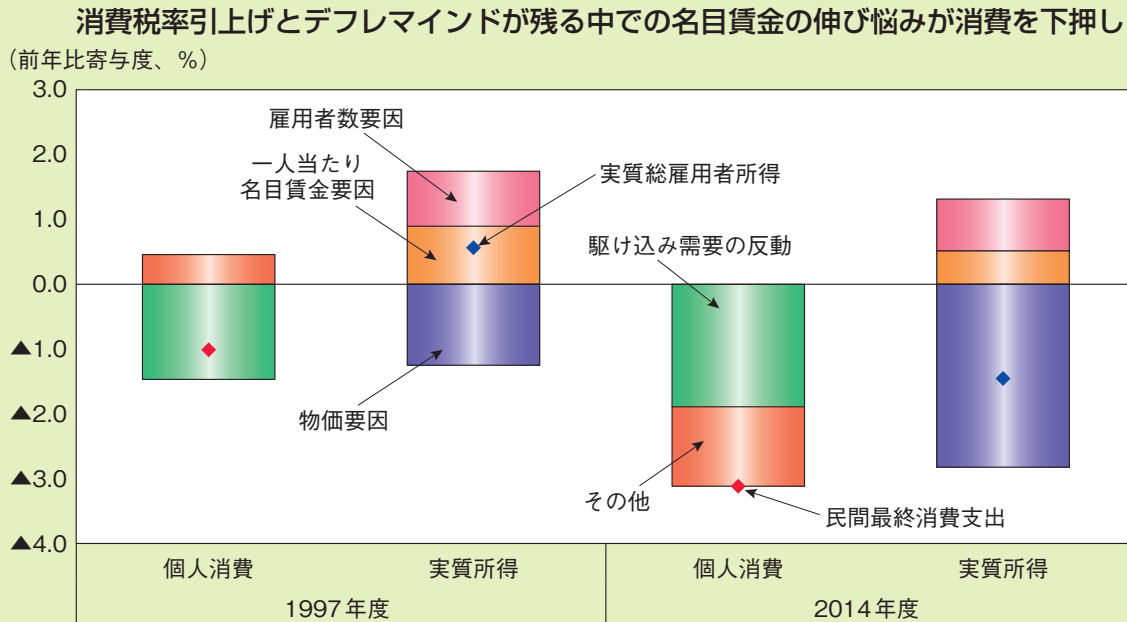
そうした中であって、個人消費の回復の動きが弱いものにとどまった要因について、消費税率引上げによる影響も含めて、整理しよう（第1-1-6図）。

消費税率引上げが、消費税率引上げ後の個人消費に与える影響は、駆け込み需要の反動減（異時点間の代替効果）と、価格上昇による実質所得の減少による効果（所得効果）に分けられる。このうち、駆け込み需要の規模については、今回は3兆円程度と推計され、2014年度の個人消費を前年比2.0%ポイント程度、GDP全体を同1.2%ポイント程度押し下げたと計算される¹²。前回の駆け込み需要は2兆円規模とされていることから¹³、今回の駆け込み需要の反動による個人消費の下押し効果は前回よりも大きかった。その背景には、消費税率の引上げ幅が今回（3%ポイント）の方が前回（2%ポイント）より大きかったことが挙げられる¹⁴。

この駆け込み需要の反動を除いた消費の動き（前掲第1-1-6図における「その他」）をみ

- 注
- (10) 具体的には、自動車取得税の引下げ及びエコカー減税の拡充等や、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特別給付金が実施された。なお、住宅投資に関する施策については、別途後述。
 - (11) 取りまとめでは、(1) 賃金上昇に向けた取組、(2) 中小企業・小規模事業者に関する取組、(3) 非正規雇用労働者のキャリアアップ・処遇改善に向けた取組、(4) 生産性の向上と人材の育成に向けた取組、という4点について、政労使が共通認識を持つとともに、それぞれが具体的な取組を進めることを確認した。
 - (12) 実質雇用者報酬、金融資産、人口動態（高齢化）等を説明変数とする消費関数を推計し、駆け込み需要のダミーの係数を用いて算出した。推計の詳細は付注1-1を参照。
 - (13) 経済企画庁（1998）を参照。これは、1997年度の個人消費を前年比1.5%ポイント程度、GDP全体を同0.9%ポイント押し下げたとみられる。
 - (14) 異時点間の代替効果は、異時点間の相対価格の変化が大きいほど、大きくなる。他の要因も含めた詳細な検討については内閣府（2014a）を参照。

第1-1-6図 前回と比較した個人消費の変動要因



(備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
2. 駆け込み需要の反動については、1997年度については経済企画庁（1998）より2兆円程度と仮定している。2014年度については、3兆円程度と仮定している（詳細については、付注1-1を参照）。

ると、前回と比較して、今回は前年比減少に寄与している。消費の変動には様々な要因が影響を与えると考えられるが、消費を支える大きな要因である実質総雇用者所得の動きを確認すると、今回は前年比0.6%増であったことに対し、今回は同1.5%減と減少した。実質総雇用者所得の内訳をみると、今回の方が物価上昇による下押しが大きくなっており、これには、主として、今回の方が消費税率引上げ幅が大きかったことのほか、輸入物価の上昇等により、物価上昇率が今回の方が高かったことが影響している¹⁵。消費税率引上げによる物価上昇が個人消費に与えた影響を機械的に計算すると2兆円台半ばとなり、2014年度の個人消費を前年比0.9%ポイント程度、GDP全体を同0.5%ポイント程度押し下げたと考えられる¹⁶。こうした中で、雇用者数や一人当たり名目賃金の増加は、全体としては、前回はやや下回る伸びにとどまった（前掲第1-1-2図（3））。このうち、雇用者数については、今回は、前回と異なり生産年齢人口が減少する中であってほぼ同程度増加した¹⁷。一方、一人当たり名目賃金は、企業経営者等にデフレマインドがなお残る中で、結果的に、消費税率の引上げを含めた物価の上昇を下回る低めの伸びにとどまった。

- 注** (15) 消費税率引上げによる直接的な影響を除いた消費者物価上昇率（総合）は、1997年度は前年比0.6%、2014年度は同0.9%と試算される（内閣府による試算）。
(16) 脚注12と同じ消費関数を用いて機械的に計算したものであり、幅をもってみる必要がある。なお、前述の経済政策パッケージや政労使会議などによる消費を下支えする施策の効果は考慮していない。詳細は付注1-1を参照。
(17) 雇用者数の増加には、女性や高齢者での労働力率の上昇や、失業率の低下が寄与している。詳細は、第1章第2節を参照。

さらに、後述するような低所得者層における抑制的な消費スタンスがみられた。また、2014年夏の天候不順¹⁸も消費を下押ししたと考えられる。

今後、消費の持ち直しの動きを確かなものとしていくためには、デフレマインドを払しょくすること、また労働生産性を引き上げることによって、実質賃金の伸びを高めていくことが重要である。

● 60歳未満を中心とした低所得者層が消費を抑制

2014年度において個人消費の落ち込みが大きくなった背景を探るために、属性別の消費動向を確認しよう。総務省「家計調査」を用いて、所得階層別の消費支出の動きをみると、低所得者層（所得階層5分位のうち第Ⅰ分位と第Ⅱ分位、年間収入が約450万円未満の世帯）の消費支出が、消費税率引上げ後に相対的に低い水準で推移した（第1-1-7図（1））。なお、低所得者層における消費支出の相対的な弱さは、総務省「家計消費状況調査」においても確認される（付図1-2）。低所得者層の消費が弱めとなった背景としては、低所得者層において、マインドが相対的に弱めで推移する中で¹⁹、消費の抑制傾向が強まったことが考えられる。こうした低所得者や地方での消費の弱さを受けて、個人消費を喚起し、地方へアベノミクスの成果を広く行き渡らせるため、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を決定した²⁰。

どのような低所得者の消費が弱かったのかをより子細に分析するために、総務省「家計調査」の個票データを集計した（第1-1-7図（2））。世帯主の年齢別にみると、低所得者層のうち、60歳未満の現役世代での消費の回復の遅れが、消費の持ち直しの動きが弱かった一因として指摘できる。60歳以上の高齢者世帯では、消費税率引上げ後、消費に持ち直しの動きがみられる。一方、60歳未満の現役世代では、2014年末頃まで減少傾向が続くなど、回復の動きが鈍い。なお、2014年4月前後の動きをみる限り、駆け込み需要とその反動については、特に大きな差はみられない。また、2015年に入ってから、共に増加傾向にある。

低所得者層の中で、年齢によって消費の動きに違いがみられたのはなぜだろうか。一つの要因として、金融資産の保有状況が異なることが挙げられる。高齢者は個々のばらつきが大きいものの、総じてみると、これまでに得た所得等によって、現役世代に比べて多額の金融資産を有する。例えば、総務省「全国消費実態調査」（2009年）によると、年収200～400万円未満の世帯において、金融資産残高が1,000万円以上である世帯の割合は、現役世代（20～59歳）では1割程度となる一方、高齢者（60歳以上）では5割程度となっている²¹。このため、資産を多

注 (18) 夏場の天候不順（低温・多雨）が2014年7-9月期の個人消費に与えた影響は、幅があるものの、▲0.05～▲0.5兆円程度と試算される。詳細は、内閣府（2014d）を参照（計算の前提（8月のデータを基に推計したもの）については、内閣府（2014b）を参照）。

(19) 内閣府「消費動向調査」によると、消費者の収入見通しは2013年年央から2014年前半にかけて低下しているが、低所得者ほど低下幅が大きくなっている。詳細は、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2015）を参照。

(20) 具体的には、地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起・生活支援型）（プレミアム付商品券事業、ふるさと名物商品・旅行券事業等）の交付、待機児童解消加速化プランの推進等から成る。

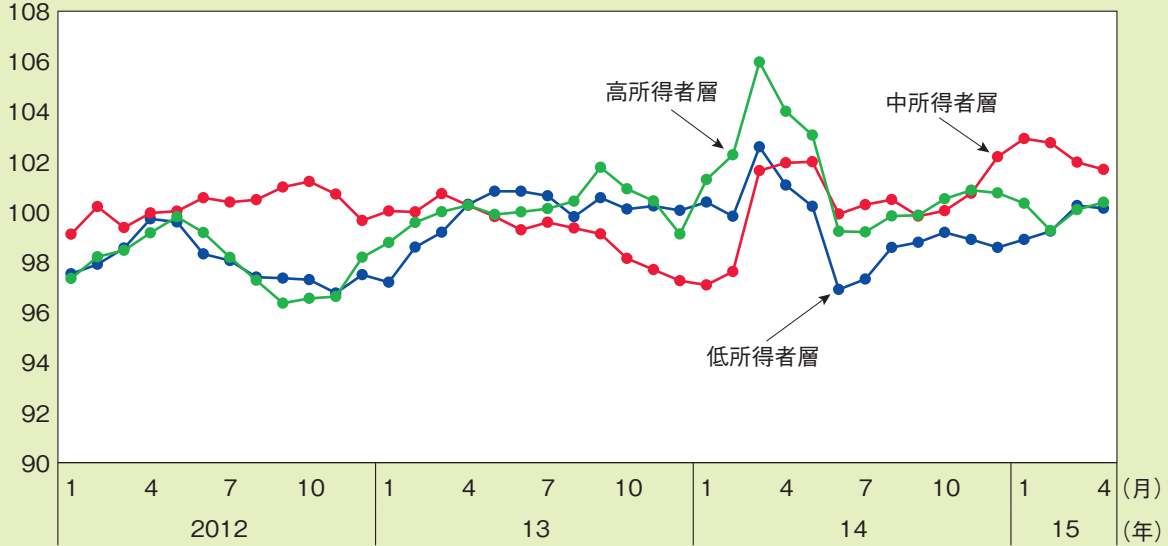
(21) 内閣府（2015a）を参照。

第1-1-7図 所得階層別の消費動向

60歳未満を中心とした低所得者層が消費を抑制

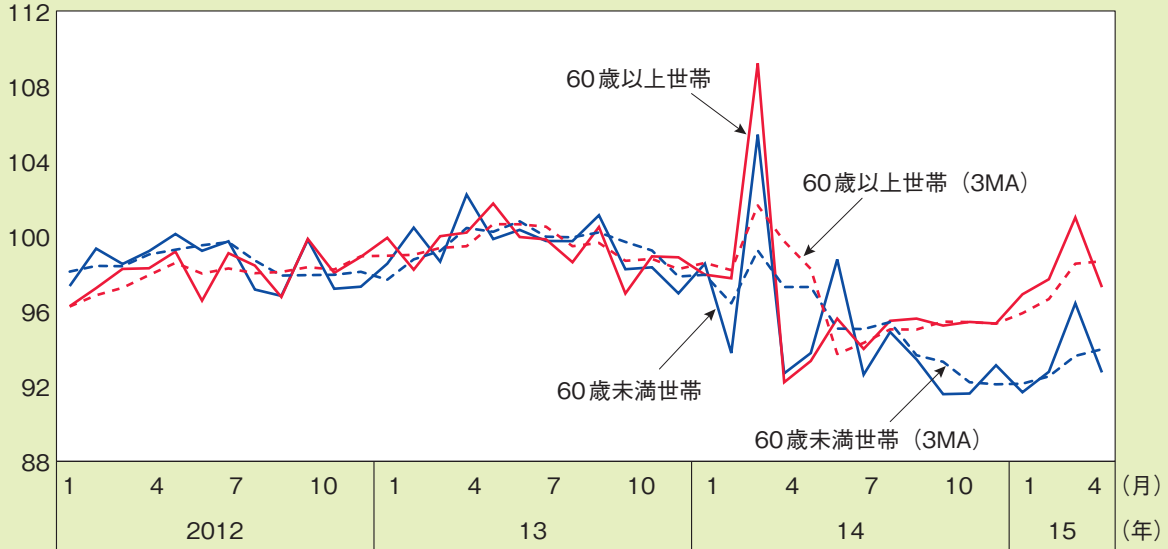
(1) 所得階層別の消費支出

(2013年1-6月=100)



(2) 低所得者層における年齢別の消費支出

(2013年1-6月=100)



- (備考)
1. 総務省「家計調査」により作成。
 2. 二人以上の世帯。内閣府による季節調整値。
 3. 所得階層別は、調査世帯を世帯主の年間収入によって五分位した「年間収入五分位階級」による区分。低所得者層は第Ⅰ・第Ⅱ五分位階級、中所得者層は第Ⅲ五分位階級、高所得者層は第Ⅳ・Ⅴ五分位階級。
 4. 消費支出は、消費支出全体から住居、自動車等購入、贈与金、仕送り金を除いている。
 5. (1) 及び (2) の3MAは、後方3か月移動平均。
 6. (2) は、家計調査の個票データを利用し、低所得者層を世帯主の年齢により分割。

く保有する高齢者においては、株価の上昇²²を受けた金融資産の増加もあって、消費活動が強めだったと考えられる。

なお、高齢者と現役世代では、所得の動きやその先行きの見通しも異なっているとみられる。高齢者の可処分所得に対しては、年金給付制度の変更が相対的に大きな影響を及ぼし、現役世代については賃金や社会保険料²³等の動向が大きく影響すると考えられる。現役世代の消費が相対的に弱くなった点に鑑みると、賃金の上昇を継続的に実現していくことに加え、社会保障制度に対する安心感を確保することや社会保険料の上昇を抑制することの重要性が示唆される。

●住宅投資は、反動減が緩和し、金利低下や各種政策効果もあって持ち直し

住宅投資についても、消費税率引上げに向けた駆け込み需要とその反動がみられた。消費税は、原則として住宅の引渡し時点の税率が適用されるが、2013年9月までに請負契約又は一定の建物の譲渡契約を締結した場合には、引渡しが2014年4月以降となっても、経過措置として旧税率である5%が適用される²⁴。このため、2013年9月にかけて受注が大きく増加し、その受注がラグをもって着工に反映されることになった。

利用関係別に着工の動きを前回と比較してみよう。持家では前回と同様に、明確な駆け込み需要とその反動がみられている（第1-1-8図（1））。次に、貸家では、反動減の動きがみられるものの、前回とは異なり、下げ止まる時期が早く、またその後も振れを伴いつつ総じて堅調に推移している（第1-1-8図（2））。この背景には、2015年1月の相続税の課税強化に伴い、節税目的での貸家建設需要が高いことが挙げられる。最後に、分譲住宅では、前回は、振れの大きい動きながら同程度の水準で推移したのに対し、今回は、消費税の旧税率が適用される契約期限の前後に、比較的大きな増減がみられた²⁵（第1-1-8図（3））。ただし、今回についても、持家ほどには明確な駆け込み需要と反動がみられない。分譲住宅については、消費税率を直接負担する住宅の購入者ではなく、デベロッパーが、長期的な需要見通し等に基づき供給計画を立てるため、駆け込み需要とその反動が生じにくいものと考えられる。

住宅投資における駆け込み需要について、トレンドからの実績値のかいりとしてその規模を推計すると、着工戸数ベースで6~7万戸程度、金額ベースで1兆円程度（実質GDPの0.2%程

注 (22) 日経平均は、2014年10月における一時的な急落を除き、総じて上昇傾向で推移した。金融資本市場の動向については、第1章第3節を参照。

(23) 持続的な社会保障制度の確立に向けて、年金におけるマクロ経済スライドの導入や各制度での各種歳出の抑制策と併せて、社会保険料についても改革が進められてきた。例えば、国民年金保険料は2005年4月から2017年4月まで2004年価格で毎年260円ずつ、厚生年金保険料は2004年10月から2017年10月まで毎年0.354%ずつ引き上げられ、2017年以降の保険料水準が固定されることが決まっている。

(24) こうした経過措置は、前回の消費税率引上げ時にも適用された。

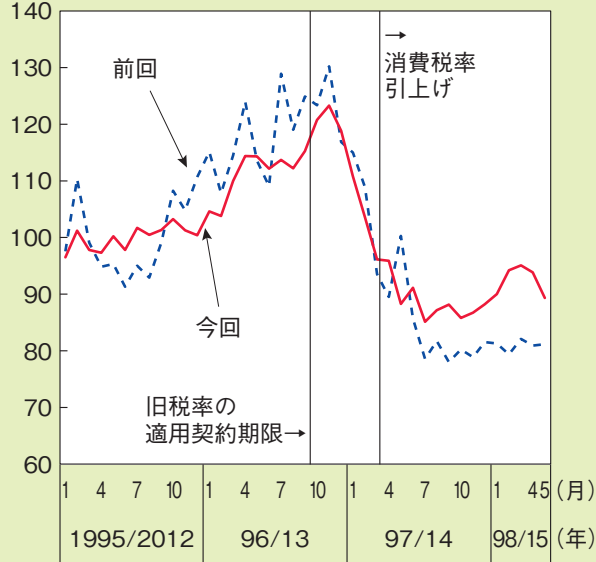
(25) 分譲では、2013年9月の前に、駆け込み需要による着工の前倒しが一部で生じた可能性がある。デベロッパーには、消費税率引上げに伴う9月までの駆け込み販売を見込んで、着工の時期を夏場に集中させる誘因があったと考えられる。建築確認を取得した後、分譲住宅の販売広告が可能となるため、おおむね着工と同時期に販売をすることができる仕組みとなっている。

第1-1-8図 住宅投資の動向

住宅投資は、反動減が緩和し、金利低下や各種政策効果もあって持ち直し

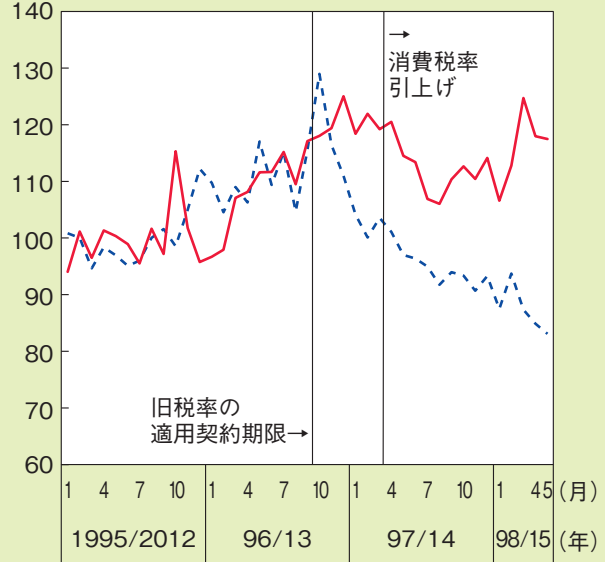
(1) 持家着工戸数

(1995年、2012年平均=100)



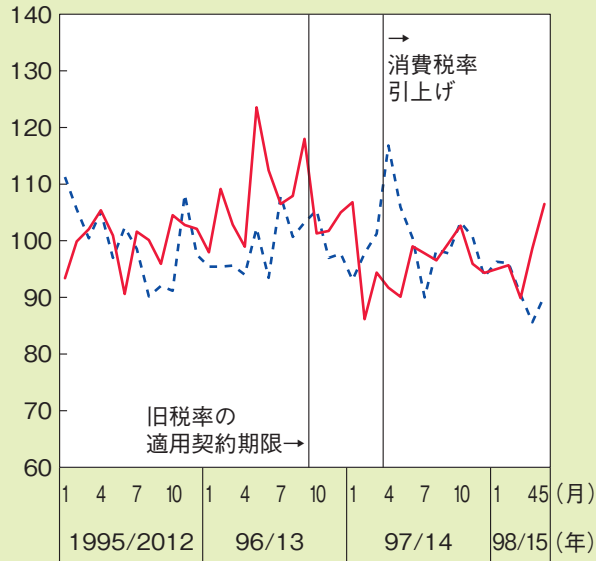
(2) 貸家着工戸数

(1995年、2012年平均=100)



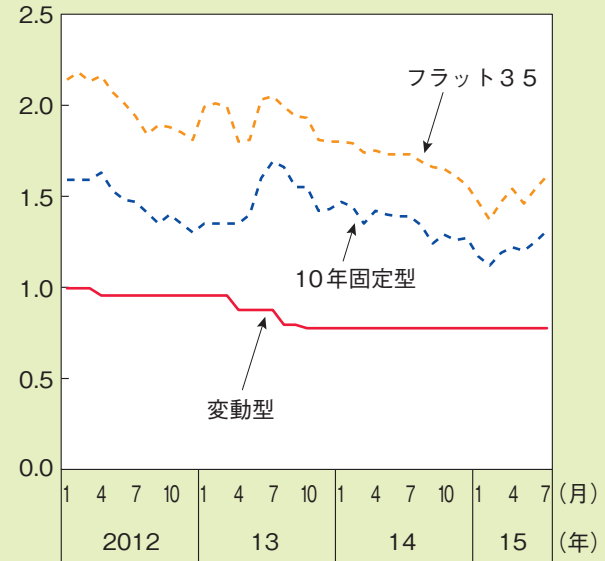
(3) 分譲住宅着工戸数

(1995年、2012年平均=100)



(4) 住宅ローン金利

(%)



- (備考) 1. 国土交通省「住宅着工統計」、住宅金融支援機構資料等により作成。
 2. 着工戸数については、「今回」は、2012年平均により基準化した2012年以降の計数、「前回」は、1995年平均により基準化した1995年以降の計数を表す。
 3. フラット35は、返済期間が21年以上の場合における全金融機関の融資金利の最低。2014年3月以降は、融資率が9割以下の場合の金利。
 4. 10年固定型、変動型は、都市銀行5行の最優遇金利の平均。